# ID:　744

## 担当部署:　建設課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 他の工作物管理者の工事施行命令 |
| **法令名****根拠条項** | 道路法　第21条 |
| **法令番号** | 昭和27年法律第180号 |
| 【基準】　法第21条の規定による。　(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)第21条　道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第31条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |